

6. 教育啓発特定事業計画

(1) 教育啓発特定事業について

令和2年のバリアフリー法改正により、基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリー関連事業である『教育啓発特定事業』として追加されました。これを踏まえ、令和4年に策定した第二次日野市UD推進計画において、心のバリアフリーに関連する事業を教育啓発特定事業として創設しました。

なお、バリアフリー法第2条第32項により、教育啓発特定事業が定義されております。

バリアフリー法第2条第32項

教育啓発特定事業は次に掲げる事業をいう。

- イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(イに掲げる事業を除く。)

コラム

平成17(2005)年に策定した日野市交通バリアフリー基本構想における基本目標のひとつとして、“ハード・ソフト・ハートが連携する仕掛け～バリアフリーを実現するための条例・ガイドライン等の制定”を位置づけています。

その当時から、ソフト施策(仕組み・制度)とハート施策(教育・普及啓発)を区別してとらえ、ハード面のみならず、ソフト・ハートが一体となったまちづくりを進めてきました。

これらの経過を経て、平成21(2009)年にはUD推進条例を制定するとともに、同条例に基づくUDまちづくり推進協議会を組織し、継続的に当事者参加のもとユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んできました。

(2) 教育啓発特定事業の考え方

前述のとおり、心のバリアフリーに関連する事業としており、“心のバリアフリー”に関する考え方は『ユニバーサルデザイン 2020 行動計画』(平成 29 年ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)にて考え方が示されています。

“心のバリアフリー”とは

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であるとされています。また、一人一人がこの『心のバリアフリー』を体現するための3つのポイントが掲げられています。

体現するための3つのポイント

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会のせきむであるという「**障害の社会モデル**」を理解すること
- ② 障害のある人(及びその家族)への**差別**(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える**困難や痛みを想像し共感する力を養う**こと

教育啓発特定事業計画

整備対象	市内全体	事業主体	日野市(福祉政策課)										
事業内容	事業量・ 具体的な事業等	実施予定期間											
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14 ~	
ア. 地域共生社会の推進に向けた意識啓発活動の実施	啓発事業の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
補足事項 地域全体で福祉課題に対応するためには、社会の関心や理解を得ること、その担い手の育成・連携が必要である。そうした地域社会の実現に向け、様々な福祉課題に対する一般市民等を対象とした講演会やパンフレット等による啓発及び民生・児童委員などと連携した勉強会の開催など、幅広い取組みを行っていく。													

整備対象	市内全体	事業主体	日野市(障害福祉課)										
事業内容	事業量・ 具体的な事業等	実施予定期間											
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14 ~	
ア. 市民を対象とした障害理解の機会を創出	障害者差別解消の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
補足事項 障害者週間(12月3日～9日)の時期を中心に行う障害者差別解消に向けたパネル展示や広報ひの特集号などを通じて実施する。なお、その内容については関連する協議会等において障害当事者や関係団体等の意見を踏まえたものとする。													

整備対象	市内全体	事業主体	日野市(学校課)										
事業内容	事業量・ 具体的な事業等	実施予定期間											
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14 ~	
ア. 小中学生を対象とした障害者理解教育を推進	学校におけるインクルージョンに関する実践的研究事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
事業実施に際し配慮すべき重要事項													
補足事項													

整備対象	市内全体	事業主体	日野市(都市計画課)											
事業内容	事業量・ 具体的な事業等	実施予定期間												
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14 ~		
ア. バリアフリートイレや駐車場の適正利用に関する広報啓発	年1回以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ. ユニバーサルデザインに関する周知啓発	年1回以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ. 市内のバリアフリー情報をまとめてわかりやすく提供推進	補足事項参照													
事業実施に際し配慮すべき重要事項														
<p>補足事項</p> <p>ア及びイについては、広報に加え、ホームページ、七生支所電子掲示板も活用していく。</p> <p>ウについては、他市の事例を調査収集し、UD協議会にて意見を伺いながら進める。また、情報更新が重要となるため、その点を考慮した持続可能な仕組みとなるように配慮する。</p>														